市民参画と協働のまちづくりを推進するための「6つの施策」

市民が身近な地域の課題を自らの力で解決するという意識づくりや仕組みづくり、市の施策等にさまざまな段階、方法でかかわっていくシステムづくりが大切です。市では、次の「6つの施策」を進めていきます。

市民参画と協働のまちづくりを推進するための「6つの施策」

1 市民の自治意識の醸成

市民は、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という自治意識を持つ。

ここがポイント!
自分たちのまちの「守りたいもの。大切にしたいもの。」について、みんなで話し合うことからはじめましょう。

2 市の役割と職員の意識の向上

市は、協働のパートナーとして、市民との信頼関係を構築する。職員は、「自らも市民の一人である」という認識を持ち、地域の課題を捉える力、調整する能力を高める。

ここがポイント!
市の情報を公開するとともに、参画・協働のための体制づくりや財政的な支援を推進します。職員は、地域行事などへ積極的に参加して、まちづくりについて、市民といっしょに考えます。

3 協働を進めるための人づくり

人材を発掘し、まちづくりをコーディネートできるリーダーを育成する。

ここがポイント!
市民自ら、まちづくりに情熱のある人材を見つけ出し、市、地域の企業、各種団体などと連携し、次世代のリーダーとなる人を育てていきましょう。

4 協働を進めるための環境整備

活動場所、組織づくり、資金・人材の確保や支援、情報発信などの整備に取り組む。

ここがポイント!
地区公民館をまちづくりの活動拠点として、みんなが集まる組織づくりを行いましょう。まちづくりを進めるための資金と人材を確保しましょう。活動について情報発信しましょう。

5 協働のためのルールづくり

市民が、まちづくりに参画・協働できるように、ルールや体制を確立する。

ここがポイント!
市民が、市のまちづくりの施策や事業の企画・評価などに対する意見を反映することができるような仕組みづくりをします。

6 指針の見直し

事業を進めながら検証を行い、社会の変化に対応できる指針となるよう見直しする。

ここがポイント!
まちづくりは、まちを思うすべての心が、"つくる"という行為となって現れたものです。より多くの市民が理解を深め、積極的に参加できるように指針の見直しをしましょう。

市政に参画するには

市民委員の公募制度

各種計画等の策定にあたり、審議会等を設置しています。直接市民の皆さんのご意見を反映させるため、実際に活動する各種団体の代表者等の参画に加え、市民委員を公募しています。

委員に応募するには?

審議会等委員会の募集は広報やホームページなどでお知らせしています。関心のある審議会等があれば、一度応募してみてください。

募集は、広報、ホームページなどでお知らせします。 → 申請して下さい。 → 書類選考。 → 公募委員として発言。

パブリックコメント手続き(市民の意見公募に関する手続き)制度

市の基本的な計画を策定する際に、計画案を市民の皆さんに公表し、意見を提出していただき、そのご意見を勘案して意志決定を行う制度です。

その他の参画の方法として「アンケート調査の回答」、「ワークショップ」、「シンポジウム」等の参加などがあります。

市民協働活動の相談窓口

- 魚津市地域協働課……23-1017
  ●町内会、自治会に関する事。●地域づくり、市民協働活動に関する事。
- 地区公民館　地域振興会等
  ●生涯学習、地域づくりに関する事。
- 魚津市ボランティアセンター……22-8388
  ●ボランティア活動に関する事。

大町公民館	24-4470	片貝公民館	32-8203
村木公民館	24-2478	加積公民館	24-4440
下中島公民館	22-4488	道下公民館	22-2285
上中島公民館	22-0373	経田公民館	24-4823
松倉公民館	33-9301	天神公民館	31-7179
上野方公民館	22-0368	西布施公民館	31-7305
本江公民館	22-0030		

まとめ

「市民協働」とは、新しい言葉、何か全く新しい活動をしていこうというものではなく、これまでの地域活動や市民活動などの延長線にある取り組みです。みんなで「知恵」を出し合い、「地域の絆」を深め、参画と協働によるまちづくりへ歩みだしましょう。

編集・発行 平成26年6月 魚津市企画総務部地域協働課　E-mail：chiiki-kyodo@city.uozu.lg.jp　TEL：23-1017

魚津市市民参画・協働指針　ダイジェスト版　**保存版**

進めませんか? 参画と協働のまちづくり

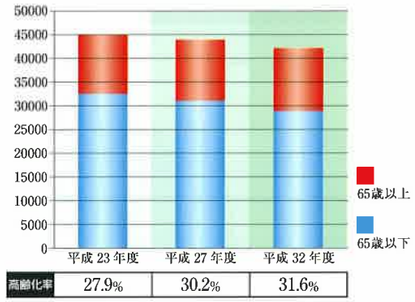

	平成 23 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
高齢化率	27.9%	30.2%	31.6%

なぜ、今「参画と協働」なの?

地方分権が進み、地方には、自主性・自立性が求められています。

一方、市民ニーズは、子育て支援、高齢者の見守り、防犯防災、環境問題など、多様化・高度化しています。市(行政)だけでは、求められる公共サービスに対応することが困難になってきました。今後さらに人口減少、少子高齢化が加速するとみられ、より少ない人口で社会を支えていかなければならない時代となっていきます。

魚津市市民参画・協働指針について

魚津市では、市民一人ひとりの個性や能力が活かされる「市民が主体となったまちづくり」を行うため、平成23年9月、『魚津市自治基本条例』を制定し、魚津市における自治の基本となるルールを定めました。

今回、魚津市自治基本条例でうたった「市民と市の参画と協働を原則とするまちづくり」を実現するための基本的な考え方を示すものとして、『魚津市市民参画・協働指針』を策定しました。

この指針では、まちづくりの主体である市民、市民活動団体(地域振興会・町内会、地域団体、NPO 法人、ボランティア団体など)、事業者、市が、いっしょになって、まちづくりを進めていくための目標や具体的な取り組みについてまとめました。

「市民参画」ってなに?

市民参画とは、市民が、市の政策や施策などの企画立案の段階からかかわり、行動することをいいます。市民が、まちづくりに何でもいいから声を上げていくことが「参画」の始まりです。

協働をすすめるための「原則」

市民等と市が協働するにあたっては、次の基本的なルールに沿って、お互いに確認し合いながら進めることが必要です。

1. **地域性の重視**
   地域の伝統、文化、歴史を尊重すること。
2. **事業目的の共有**
   目的と目標を明確にして共有すること。
3. **相互理解**
   立場や役割の違いを理解し、尊重し合うこと。
4. **自主性・自立性**
   どちらかに依存せず、自主・自立の存在であること。
5. **対等な関係**
   上下の関係ではなく、対等なパートナーであること。
6. **情報の共有**
   協働の内容、過程、結果を公開し情報を共有すること。

「市民協働」ってなに?

「だれもが健康で快適な生活をおくり続けられる活力あるまち『うおづ』」を創り、自治基本条例の目指す「市民自治」を実現。

●地域力、市民力が向上します。　●よりよい地域、豊かな暮らしの実現。

拡大する公共サービスをみんなで支え、地域の課題解決を図り、目標を達成する。

市民協働とは、市民と市が対等な関係で、立場や役割の違いを理解して、共通の目的に向かって連携、協力することをいいます。自分たちのまちが、住みやすく魅力のあるまちとなるために、市民と市が、お互いに知恵と力を出し合い、地域の課題解決や地域の活性化を図ることです。市民一人ひとりが、地域のために協力し合うことが「協働」の始まりです。

魚津市